

○ 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（取得による企業結合が行われた場合の注記）</p> <p>第十五条の十二 当連結会計年度において他の企業又は企業を構成する事業の取得による企業結合が行われた場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。</p> <p>「一〇八 略」</p> <p>九 企業結合契約に規定される条件付取得対価（企業結合契約において定められる企業結合契約締結後の将来の事象又は取引の結果に依存して追加的に交付され、引き渡され、又は返還される取得対価をいう。）の内容及び当連結会計年度以降の会計処理方針</p> <p>「十〇十二 略」</p> <p>「二〇四 略」</p> <p>（流動負債の区分表示）</p> <p>第三十七条 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第五号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものにつ</p>	<p>（取得による企業結合が行われた場合の注記）</p> <p>第十五条の十二 「同上」</p> <p>「一〇八 同上」</p> <p>九 企業結合契約に規定される条件付取得対価（企業結合契約において定められる企業結合契約締結後の将来の事象又は取引の結果に依存して追加的に交付又は引き渡される取得対価をいう。）の内容及び当連結会計年度以降の会計処理方針</p> <p>「十〇十二 同上」</p> <p>「二〇四 同上」</p> <p>（流動負債の区分表示）</p> <p>第三十七条 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第六号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものにつ</p>

<p> いては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。 「一〇八 略」 「二〇五 略」 </p>	<p> いては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。 「一〇八 同上」 「二〇五 同上」 </p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	